

## 令和3年第2回長南町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和3年5月11日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(長南町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度長南町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第10 議案第 1号 議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 常任委員会委員の選任について
- 日程第12 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第13 議会広報特別委員会委員の選任について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	宮 崎 裕 一 君	2番	林 義 博 君
3番	河 野 康 二 郎 君	4番	岩 瀬 康 陽 君
5番	御 園 生 明 君	6番	松 野 唱 平 君
7番	森 川 剛 典 君	8番	大 倉 正 幸 君
9番	板 倉 正 勝 君	10番	加 藤 喜 男 君
11番	丸 島 な か 君	12番	和 田 和 夫 君
13番	松 崎 剛 忠 君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	糸井仁志君
総合調整 担当主幹	田中英司君	総務課長	三十尾成弘君
企画政策課長	高德一博君	財政課長	江澤卓哉君
税務住民課長	長谷英樹君	福祉課長	仁茂田宏子君
健康保険課長	河野勉君	産業振興課長	石川和良君
農地保全課長	鈴木隆生君	建設環境課長	唐鎌伸康君
ガス課長	今関裕司君	学校教育課長	川野博文君
学校教育課主幹	村杉有君	生涯学習課長	風間俊人君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	今井隆幸	書記	山本裕喜
書記	関本和磨		

---

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

本日は、令和3年第2回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともにご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、コロナワクチン接種について申し上げます。

お待ちいただいております高齢者の方への接種予約の通知は、来週の17日、18日に発送し、翌週25日火曜日から予約を開始できるようにと準備を進めております。接種の開始につきましては、5月29日土曜日からを予定していますので、よろしくお願いいたします。

さて、本臨時会にご提案申し上げました議案は、専決処分に係ります承認4件、新型コロナウイルス対策関係を含みます補正予算1件の5議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和3年第2回長南町議会臨時会を開会します。

（午前 9時00分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

1番 宮 崎 裕 一 君

2番 林 義 博 君

を指名します。

---

#### ◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、松崎剛忠君。

〔議会運営委員長 松崎剛忠君登壇〕

○議会運営委員長（松崎剛忠君） おはようございます。

ご指名いただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は去る5月6日に委員会を開催し、令和3年第2回臨時議会の議会運営について協議・検討いたしました。

本臨時会に付議される事件は、専決処分の承認4件、補正予算1件、議会人事案件3件の計8議案が議題とされます。

当委員会といたしましては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日11日の1日とすることに決定いたしました。

詳細な日程につきましては、お手元に配付いたしました、令和3年第2回長南町議会臨時会の日程概要のとおりでございます。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日11日の1日と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案5件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本臨時会の議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により説明員の出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり、出席の報告がありました。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和3年2月分及び3月分の例月出納検査結果についても、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

○議長（松野唱平君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 行政報告をさせていただきます。

長南町の新たな過疎地域の指定についてでございます。

令和3年3月26日の第204回通常国会において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が成立しました。本法律の第2条第2項に基づき、本年4月1日付で、全国820団体中の1団体として、長南町は過疎地域の市町村として正式に公示されました。

過疎地域の人口は、全国の約1割、面積は全国の約6割を占めている現状でございます。千葉県内における過疎地域指定の市町村は4市4町となり、市では、今回、新たに旭市が指定され、鴨川市、南房総市、勝浦市の4市、町では、東庄町、長南町、大多喜町、鋸南町の4町となります。

今回、第4次の過疎地域自立促進特別措置法から、第5次は、名称が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に改められ、期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の時限立法となっております。

また、新法見直しのポイントとして、旧法では、過疎地域の公益的機能や過疎対策の理念は明記されておりましたが、今回は、過疎対策の理念を「過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上」として、明確に位置づけられております。

今後は、過疎地域への支援策を引き続き協議するため、及び非過疎地域となることを目指し、地域活性化等を積極的に推進していくための次期過疎計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（松野唱平君） これで行政報告は終わりました。

---

#### ◎承認第1号～議案第1号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第10、議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 承認第1号から議案第1号までの議案について、提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号から承認第4号までの専決処分の承認を求めることについてでございます。

それぞれ急施を要するものと認め、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

承認第1号は、長南町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い条例を改正するもので、本年3月31日に専決処分をいたしましたものでございます。

次に、承認第2号は、長南町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてであります。過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で失効することに伴い条例を改正するもので、本年3月31日に専決処分をいたしたものでございます。

次に、承認第3号は、長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が、令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い条例を改正するもので、本年3月31日に専決処分をいたしたものでございます。

次に、承認第4号は、令和3年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてであります。医療従事者に係る新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費及び芝原にある消防機構解体工事費を追加するもので、歳入歳出それぞれに239万3,000円を追加し、予算の総額を45億39万3,000円とする補正予算を本年4月1日に専決処分をいたしたものでございます。

次に、議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本案につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る第3次配分を活用し、改善センター空調設備更新工事、地域応援券発行など13事業を実施するための経費の追加、及び新型コロナウイルスワクチン接種委託料の追加を、また、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い、工期確保の観点から、早期執行が必要となる測量調査設計、道路改良工事に要する経費の追加、及び庁舎本館空調機器リース料の追加をするもので、歳入歳出それぞれに1億6,809万円を追加し、予算の総額を46億6,848万3,000円にしようとするものでございます。

以上が本臨時会に提案しております5議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号及び第2号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

〔税務住民課長 長谷英樹君登壇〕

○税務住民課長（長谷英樹君） それでは、承認第1号及び承認第2号の内容についてご説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和3年5月11日提出。長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。また、併せて参考資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、令和3年度の税制改正において、固定資産税においては3年に1度の評

価替えの年に当たりますが、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により、税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられることとなりました。また、軽自動車税の環境性能割においても、コロナによる状況を鑑み、臨時的軽減措置の適用期間を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする措置を講じるなど、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、長南町税条例について所要の規定の整備が必要になったことから、専決処分により税条例の一部改正を行いましたので報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、この条例の一部改正につきましては、第1条及び第2条による改正となっております。参考資料につきましては、5ページ以降の新旧対照表も併せてご覧いただければと存じます。

まず、第1条でございます。第24条の改正につきましては、個人の町民税の非課税の範囲について、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、留学生や障害者、38万円以上の仕送りを受けている者を除いた30歳以上70歳未満の成人について扶養控除の対象外とする政令改正に合わせ改正するものでございます。こちらは令和6年1月1日から施行するもので、令和6年度分以後の個人町民税について適用するものでございます。

続いて、第36条の3の2、及び参考資料では6ページになりますが、第36条の3の3第4項の改正規定につきましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について、法改正に合わせ電子提出に係る税務署長の承認を廃止し、電子的に送付できる体制を有しているという要件を満たす場合は、電磁的方法での提出ができるように改めるものでございます。

また、第36条の3の3第1項の改正につきましては、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しによる法改正に合わせ改正するものでございます。こちらは令和6年1月1日から施行するもので、令和6年度分以後の個人町民税について適用するものでございます。

第53条の8の改正でございますが、特別徴収税額について、退職所得申告書の定義に係る規定の整備をするものでございます。

続いて、第53条の9の改正につきましては、退職所得申告書について、電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴い、電磁的方法での提出ができるよう第3項及び第4項による規定を新たに追加するものでございます。

続いて、参考資料では8ページになりますが、第81条の4の改正につきましては、環境性能割の税率について、軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、燃費基準を2020年度から2030年度に見直すこととする法改正に合わせ読替規定の対象を追加するものでございます。

附則第5条の改正につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う法改正に合わせ改正するものでございます。こちらは令和6年1月1日から施行するもので、令和6年度分以後の個人町民税について適用するものでございます。

続いて、附則第6条の改正につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、通称セルフメディケーション税制について、特例の対象となる医薬品の範囲に係る適用期限を5年延長する法改正に合わせ改めるものでございます。こちらは令和4年1月1日から施行するもので、令和5年度分以後の

個人町民税について適用するものでございます。

続きまして、議案書では3から4ページ、参考資料では9から10ページになりますが、附則第10条の2の改正につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、法改正に伴う項ずれを整備するための改正、及び第13項の改正規定につきましては、生産性革命の実現に向けた特例措置を2年間延長した上で、法附則第64条に統合するという法改正に合わせ第15項に統合し、第13項を新たに浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置とする規定に改めるものでございます。

第15項の改正規定の施行日につきましては、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から、第13項の改正規定の施行日につきましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日とするものでございます。

続きまして、附則第11条及び附則第11条の2の改正につきましては、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義及び土地の価格の特例について、法改正に合わせ適用する年度をそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、参考資料では11ページから14ページになりますが、附則第12条及び附則第13条の改正につきましては、宅地及び農地に係る固定資産税の特例について、法改正に合わせ令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものとする改正を、また、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り前年度の税額に据え置くこととする特別な措置を講ずるよう改めるものでございます。

附則第15条の改正につきましては、特別土地保有税の課税の特例について、法改正に合わせ適用となる年度を改めるものでございます。

附則第15条の2の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税について、法改正に合わせ軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするよう改めるものでございます。

附則第15条の2の2の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、法改正に合わせ読替規定を対象に追加するものでございます。

続きまして、議案書では5ページから6ページ、参考資料では16ページから18ページとなりますが、附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例について、法改正に合わせ項ずれを反映させ、また、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長する規定を第6項以降に追加するものでございます。

附則第16条の2の改正につきましては、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、法改正に合わせ項ずれを反映するものでございます。

附則第22条の改正につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、法改正に合わせ令和8年度まで延長するものでございます。

附則第26条の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、所得税における控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長に合わせ現行制度と同様、所得税額から控除し切れない額を個人町民税から控除する旨の規定を追加するものでございます。



続きまして、本改正条例の第2条でございます。参考資料では、20から23ページとなりますが、こちらにつきましては、昨年度に制定した長南町税条例等の一部を改正する条例について、地方税法の改正に合わせ項ずれを修正するものでございます。

本改正条例第1条及び第2条の施行期日につきましては、令和3年4月1日からとしますが、附則第1条第1号から第4号に掲げる規定につきましては、それぞれ各号に定める日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、承認第1号 専決処分を求めることについての内容の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第2号の内容についてご説明させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和3年5月11日提出。長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の12ページをお願いいたします。また、あわせて参考資料の24ページをご覧いただきたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に制定されたことに伴い、本条例の失効日までに新設または増設した設備について継続的に支援を行うため、附則に執行に伴う経過措置を新たに加えるものでございます。

改正の内容でございますが、附則第2項の見出しを「失効」から「有効期間」に改め、「平成33年3月31日限り」を「令和3年3月31日限り」に改めるものでございます。

続いて、附則第3項に、失効に伴う経過措置として、本条例の失効日までに新設または増設した設備については、失効日後もなお効力を有する旨の規定を新たに追加するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、承認第2号 専決処分を求めることについての内容の説明とさせていただきます。

承認第1号及び第2号につきましてご審議いただきまして、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第1号及び第2号の内容の説明は終わりました。

承認第3号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、承認第3号のご説明を申し上げます。

お手元の議案書13ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めらる。

令和3年5月11日提出。長南町長、平野貞夫。

それでは、15ページをお開きいただきたいと存じます。また、参考資料の26ページ及び27ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が令和3年3月31日に公布され、所得に応じた負担軽減措置が3年間延長されたことによりまして、長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例を改正させていただくものでございます。

改正の内容といたしましては、附則第2項の経過措置に規定されております高額治療継続者におきましては、町民税の所得割額が23万5,000円以上の世帯に対して、月額の上限額を2万円とする負担軽減措置を令和6年3月31日まで延長させていただくものでございます。

施行期日は令和3年4月1日でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第3号の内容説明は終わりました。

承認第4号及び議案第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、まず初めに、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長南町一般会計補正予算（第1号））の内容の説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお開きください。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めらる。

令和3年5月11日提出。長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、町長から提案理由の説明にもございましたが、医療従事者に係る新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費及び芝原にある第9師団第4分団第3部の消防機構解体工事について、緊急に予算措置が必要となったことから専決処分をさせていただいたものでございます。

17ページをお開きください。

専決処分書。

令和3年度長南町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め、別冊のとおり専決処分する。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。令和3年度長南町一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度長南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億39万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

この予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月1日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金109万3,000円を追加し、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、一般財源所要額として前年度繰越金130万円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、12節委託料で医療従事者に対する新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料109万3,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては、歳入でご説明した国庫支出金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金109万3,000円を充てさせていただくものです。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費では、芝原にある第9師団第4分団第3部の消防機構建て替えについて、3月13日の突風に関連し、既存の消防機構の改定時期が早まったことから、14節工事請負費の予算計上が必要となったため、消防機構解体工事に要する費用130万円を追加するものです。

以上が、本補正の内容でございます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年度長南町一般会計補正予算（第1号）の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

議案書、18ページをお開き願います。

議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算について、令和3年度長南町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年5月11日提出。長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和3年度長南町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度長南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,809万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,848万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。4ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」でございます。

変更でございますが、町道利根里線道路改良工事費の追加に伴い、財源の一部に地方債を充てるため、過疎対策事業の起債限度額を5,300万円から2,270万円増の7,570万円にするものでございます。

それでは、事項別明細により、歳出からご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1款議会費でございます。1項議会費、1目議会費では、17節備品購入費で、感染対策用備品購入費として、議場飛沫防止アクリルパーティション10台を購入するもので、83万2,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金83万1,000円を充てさせていただくものです。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費では、13節使用料及び賃借料で、庁舎本館空調機器リース料として、老朽化した空調設備を補完するため、床置きエアコン7台をリースするもので、267万3,000円を追加するものでございます。

12目過疎対策費では、18節負担金補助及び交付金で、公共交通事業者等緊急支援金として、町内バス事業者1社に100万円及び町内タクシー事業者2社に50万円ずつ支援金を給付するもので、計200万円を追加するものでございます。

2款総務費の特定財源292万4,000円につきましては全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくものです。また、一般財源の92万4,000円の減額については、令和3年度当初予算に計上済みの高速バスのラッピングによる魅力発信事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源更正したものです。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、18節負担金補助及び交付金で、介護老人福祉施設支援給付金として、町内3か所の介護老人福祉施設へ経済支援を行うため、各施設30万円の給付金を支給するもので、計90万円を追加するものでございます。

2項児童福祉費、3目児童福祉施設費では、17節備品購入費で、感染症対策用備品購入費として、保育所にオゾン脱臭機6台を設置するもので、105万6,000円を追加するものでございます。

3款民生費の特定財源195万6,000円につきましては、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、10節需用費で、殺菌ロッカー用スリッパ100足と、抗菌スリッパ300足の購入を消耗品費として62万2,000円を追加し、12節委託料で、新型コロナウイルスワクチン接種委託料として、先行接種する医療従事者を除いた町民の6割の方が2回ワクチンを接種すると想定し、茂原市長生郡医師会に委託を行う費用2,043万6,000円と、新型コロナウイルスワクチン接種交通弱者送迎委託料として、既存のワクチン接種体制確保事業での実施を予定していた町外のワクチン接種会場まで交通弱者を送迎する委託事業を地方創生臨時交付金事業で実施するため、委託費用200万円を追加し、14節工事請負費で、保健センター内装等工事として、子育て世代包括支援センターとして使用する保健センター内相談室を、抗菌効果

のある壁紙を貼り替えるなどの内装改修工事費100万円を追加し、17節備品購入費で、感染症対策用備品購入費として、保健センターで使用するスリッパ用殺菌ロッカー、空気清浄機、抗菌テーブル及び椅子等の備品を購入する費用として133万6,000円を追加するものです。

4款衛生費の特定財源である国庫支出金2,539万3,000円中2,043万6,000円については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を新型コロナウイルスワクチン接種委託料に充て、残りの495万7,000円については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をそのほかの事業に充てさせていただくものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、10節需用費で、印刷製本費として、長南米PRシール製作費38万3,000円を追加し、12節委託料で、飼料用米収量増加支援業務委託料として、ドローンを用いた撮影による土壌診断を行い、肥料設計の見直しにより収量増加を図るための費用43万8,000円を追加するものです。

7目農村環境改善センター費では、14節工事請負費で、改善センター空調設備更新工事として、室内換気の向上を図り、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とし、冷温水発生機3台及びファンコイルユニット5台の更新工事により空調設備の更新を行うもので、3,286万8,000円を追加するものでございます。

5款農林水産業費の特定財源3,368万7,000円につきましては、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくものです。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費では、11節役務費で、郵便料として、地域応援券発行事業に係る商品券の簡易書留による郵送料として128万円を追加し、12節委託料で、地域応援券事務委託料として、1人当たり5,000円の商品券を全町民に配布するもので、内訳としましては、地域応援券配布のお知らせ作成費29万4,000円、地域応援券換金費3,865万円、印刷費90万円、広告宣伝費23万円、通信費3万円、計数機リース料17万6,000円、換金手数料77万3,000円、消耗品等5万3,000円で、計4,110万6,000円を追加するものです。

特定財源3,670万4,000円につきましては、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費では、12節委託料で、測量調査設計委託料として、町道長南26号線の用地測量補助調査に要する費用1,500万円を追加し、14節工事請負費で、補助道路改良工事として、町道利根里線2工区の工事区間を増加させる費用3,600万円を追加するものでございます。

特定財源のうち、国庫支出金2,707万2,000円につきましては、令和3年度当初予算においては未計上でありましたが、今年度交付決定となった社会資本整備総合交付金を充て、地方債2,270万円については、「第2表地方債補正」で説明させていただいた過疎対策事業債を充てさせていただくものです。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費では、12節委託料で、電子黒板設定委託料として、教育環境整備のため整備済みのタブレット端末に対応した電子黒板の導入に伴う設定費用として150万7,000円を追加し、17節備品購入費で、電子黒板購入費として、電子黒板8台を購入する費用665万3,000円を追加するものでございます。

特定財源815万9,000円につきましては、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

15款国庫支出金につきましては、歳出においてご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、一般財源所要額として、前年度繰越金866万4,000円を追加するものでございます。

22款町債につきましては、「第2表 地方債補正」及び歳出においてご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

なお、地方債の補正に係る調書は12ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第4号及び議案第1号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした承認第1号から議案第1号までの内容の説明は終わりました。

---

#### ◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

なお、質問者及び答弁者は、マスク着用の上、自席にて着座で発言するようにお願いいたします。

質疑ありませんか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 第1条、参考資料のほうにも書いてあるんですが、やはりこの改正の本質というところを少し伺っていきたくて思っております。

1ページのイに、参考資料ですけれども、「給与所得者の扶養親族の電子提出に係る税務署長の承認の廃止」とありまして、「年末の調整手続をデータ処理することで、年末調整に係る事務負担を軽減する」とあります。そのほかにも、データ処理をすることで事務処理の軽減とか、電子で書籍を提出できる。また、電磁的という言葉も出てまいります。これに関して2点質問します。

この事務処理軽減とありますけれども、どの程度軽減するのかなど。それについて1点。あと2点目は、実際に今のシステムで、ワード、エクセル、PDF、その他添付資料っていろいろ載せられますが、添付資料を今後の改正で、果たして役場のシステムでスムーズに受け取れるのか。この2点についてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） それでは、森川議員さんのご質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず1点目のどの程度事務量が軽減されるのかということですが、こちらについては、数量的なところはちょっと難しいところがございますけれども、事業主の源泉徴収関係についての電子化が進むことで、町への提出も紙から電子データで提出される事業主が増えてくるものと、今後期待されますので、その分、手入力での作業が軽減されるということとなりますので、そういったところから事務量はかなり減るものと思わ

れます。

また、2点目の質問でございますが、事務がスムーズに行えるかというご質問でございますが、こちらにつきましては、問題なく処理はできるようになってございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 事務量の軽減を捉えるのは非常に難しいかと思うんですが、今後、ICTとか、こういう進化ですよ。手入力ではなくて、データを電子、機械で処理できるということになってくるということで、これはどんどんこのIC化とか、そういうのを進めていただきたい。ぜひ空いた時間については有効に使っていただければいいかなと思っております。

もう一つですが、スムーズに使えるという話をもう少し詳しく聞きたいんですが、実は、たまたま昨日、議会関係のメールを議会事務局に送ったんですけども、また、総務課のほうにもちょっと勘違いで添付資料を送るというはずがつけていなかった。そういう中での勘違いもあったんですが、実際に、役場の前のホームページもそうなんですけれども、立ち上げるのに、同じ場面を確認するのに時間がかかったり、あるいは今回は、パソコンによっては接続されていないので、ワードやエクセルがまだ開くのに時間がかかりますよと。これ、普通の企業では、メールのやり取りでこんなことがあり得ないと思うんですよ。その辺について、ぜひ使う側のサービス提供を意識してほしいんですが、スムーズというのは全部サービスというか、利用者がそういう添付資料を送ったときに、即座に担当の方が見られるということで大丈夫なんですか。その心配があったので確認させてください。

○議長（松野唱平君） 税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 税の関係でいきますと、電子申告システムというシステムがございまして、そちらにそれぞれの事業主の方は登録をして、申告していただくことになりますので、そのシステムを介してのデータのやり取りということになりますので、スムーズにいくというようなことで、お答えさせていただきました。

以上でございます。

○7番（森川剛典君） それでは、今後、税務処理とかあると思いますので、今度電子で私も申告できるかなと思っておりますので、その辺はぜひスムーズにできるようにお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（松野唱平君） 続きまして、12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） この参考資料の2ページのカのところなんですけれども、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸水施設におけるという中で、これ、該当するのは長南町にあるのかどうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） こちらにつきましては、新しく制度化されるものでございまして、指定につきましては県のほうで指定されることになりますので、今現在はまだ指定はされておられません。

以上でございます。

○12番（和田和夫君） 分かりました。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

1 番、宮崎裕一君。

○1 番（宮崎裕一君） 1 点ちょっとお聞きしたいと思います。今年度、一般会計の歳入予算は、自主財源として町税で10億2,000万弱あります。ということで、今回の固定資産税の特例措置と納税者の負担の配慮の観点から、3年から限り前年度の予算を踏襲するという事なんですけれども、この自主財源10億組んでいますけれども、これが大幅に減るとか増えるとか、そういうことはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 今回のこの改正によりまして、税額が大幅に減るということはありません。以上でございます。

○議長（松野唱平君） 1 番、宮崎裕一君。

○1 番（宮崎裕一君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。



〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

○議長（松野唱平君） ここで暫時休憩とします。再開は10時15分を予定しております。

(午前10時04分)

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時16分)

---

### ◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） これは、この後の補正予算2号との関連もあるんですけども、新型コロナウイルスワクチン接種の委託料の関係です。これは双方に専決処分分と、それから、2号のほうにも入っているということで、まずこの違いについて、違いというよりも関連性について説明をしていただいて、あと具体的な質問はあるんですけども、2号のほうで質問のほうについてはしていきたいというふうに思いますので、まずその点、お願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず1号の専決のほうの関係になります。1号の専決は、新型コロナウイルスのワクチン接種の委託料ということで、こちらは、当初、国の補助金を使いまして、医療従事者、まず、県のほうから、医療従事者用のワクチンが3月中に打てる可能性があるということで、当初話が来ていましたので、その関係で専決ということで、支払いが4月の中旬になるかもしれないということで、予算のほうを取っておいくださいと、県のほうから指示があった関係もございまして、補正のほう、医療従事者分のワクチンの支出ということで専決のほうをさせていただきました。

これから次にいきます2号の関係になりますけれども、2号で医療従事者以外、本町の町民ですね。医療従事者以外町民全体のワクチンの接種料の委託のほうをしているところでございます。ワクチン接種の委託料の関係の区別は、以上のような内容になっています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 分かりました。それじゃ、一つだけ医療従事者の分ということで、1号のほうは該当するということなので、医療従事者のワクチン接種についてちょっと具体的に、どの程度どういうふうに進んでいるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 医療従事者のワクチン接種の関係になりますけれども、こちら、医療従事者のワクチン接種は、まず千葉県が主体となって実施のほうをしてございます。長生管内は、医師会と調整を行いながら、長生管内の医療従事者、例えば接種を行う内科医さんですとか外科医さん、病院関係の看護師さんの状況なんですけれども、先月4月19日から接種のほうが開始されまして、26日の週に1回目が終了してございます。5月17日の週に2回目が終了する予定ということになっておりまして、その他の歯科医師さんですとか、薬局等の医療従事者は、10日から、昨日から県の予約のほうが始まっているという状況になっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） そうすると、この後の、次に質問することと絡むんですけども、全医療従事者が終わるのが5月17日ではなくて、まだその後も医療従事者の接種はあるんだということですね。そうすると、医療従事者について最終的に完了するのは、いつ頃の見通しなんでしょうか。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まずこのワクチン接種の関係は、まず高齢者とか一般の住民の方が、まずワクチンの予防接種、先ほど町長の挨拶の中で、5月29日から始まりますよというお話があったと思います。歯科医師ですとか薬局等の医療従事者関係につきましては、まず直接的には、そこでワクチン接種に直接は今のところは関与しないということで、昨日からそちらの関係の予約が始まっていますので、多分お尻がいつ頃になるという話は全く今出ていないんですけども、医療従事者、通常の内科医さんや外科医さんの状況を考えますと、6月中には終わる見込みになるのかなというところの見込みは立っております。

以上です。

○3番（河野康二郎君） 分かりました。あとは2号のほうでしていきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今、河野議員が1号と2号に分けていただきましたので、私のほうも1号では予約関係、この接種の進行状況について伺って、実行部分については2号のほうで聞いていきたいと思っております。

毎日新聞の昨日のネットを見ると、このワクチンの接種スケジュール、本格化は5月の下旬ぐらいに矢印が載っているんですけども、ただ開始は4月12日と、他町村とは違って、一概に遅いとは言えないんですが、5月末に、5月29日ってあるんですが、これは本格的な開始と見ていいのかというのが1点。

それから、これは配るのが早過ぎたから、配るってクーポン券ね、あのときに予約が入っていればいいのに、それでかなり質問が町民から来たと思うんですよ。私のところにもメールで、まだ何も決まっていませんと。この地域は人口が少ないからまだ届かないんですよ、ワクチンがとあったんですが、遅れていると私は判断しているんですが、この接種の状況は他町村よりも遅れている状況についてはなぜなのか。まず理由をお聞きしたい。

先ほど言いましたけれども、こういう情報をもう少し早く、さっき町長が言ってくれたことも、もっと早くに決まったことについては、正確に町民にお知らせしてほしいなと思っております。

3点目、予約関係で、他町村で混乱が始まっていますけれども、この地域では、長生郡市では混乱なくできるのかなと。逗子市の方、たまたま同じ高齢化社会ということで、メールで来たのが、90歳以上の方から、年代別に5歳とか分けて逗子市はやっているそうです。それで今週と来週に義母と実際のお母さんが始まると。だからこういう工夫はないのか、混乱を避ける方法はないのかと、ここまでお聞きしておきます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず1点目の5月29日から本格的に稼働ができるのかというご質問だと思います。これに関しましては、それこそ森川議員さんのほうからも住民に決まったことをなるべく早くお出しいただきたいというご意見いただいたんですけども、医師会のほうとの調整の中で、それこそゴールデンウィーク期間中も医師会と事務局の、主でやっています茂原市さん、白子町さんが主でやっているんですけども、5月3日、祝日にも会議のほうを持ちまして、その中で、何とか5月中には始めたいということで、かなりいろんな計画が二転三転している中で最終的に5月29日から始めようという話になっています。本格的に始まる

のかと言われてしまうと、それまで、私、過去、10の病院、医療機関は当然できますというお話を差し上げたわけなんですけれども、それ以外の町内の医院さんやクリニックさん、こちらでも協力をいただけることになりまして、長生管内としては、たしか48程度の医院さんが協力はしますということで、手を今挙げていただいている状況です。

その中で、実際に5月29日から、本当に要は接種ができるかというのは、またそれこそ今週の金曜日に医院さん等の説明会がございまして、そこで今、集計のアンケートを取っているところで実際に29日から始められる医療機関が、病院は大丈夫だと思うんですけれども、小さい医院さんとかが、どの程度準備を整えてやれるかというのは、まだその辺が集計ができていけませんので、お答えはできないんですけれども、病院関係は29日から接種のほうはできるというふうに考えております。

続いて、クーポンが、2点目、4月12日がちょっと早かったのではないのかという話だったんですけれども、国のほうからも、菅総理のほうからも、4月の中旬にはクーポンをというお話もございましたし、この事業、長生管内が一本で事業を行っている関係で、医師会等の意見も聞きながら、事前に住民の方には、長生管内、何も動いていないんじゃないと言われるのも、やはり不安を招いてしまうのもよくないということで、まずはお知らせを中旬には流そうと。その後、随時決まっていた段階で接種ができる日時ですとか、接種ができる医療機関等々、ご連絡をしていこうということで、今回来週の17、18日で、接種ができる医療機関ですとか、電話ですとか、ウェブを使った予約のほうが始まりますよというご案内のほうを出す予定となっています。

実際25日から、予約のほうが始まることができるということで、3点目の質問にも関わるんですけれども、混乱は心配していないのかという話もございまして。今のところは、その辺、まず電話のオペレーターの関係なんですけれども、一応40人体制で、25日以降はオペレーターを配置しまして、対応をするということで話のほうは聞いていますので、初日がどの程度、他市町村でもかなり初日、つながらないというお話も伺っていますので、そこは正直ちょっと心配はあるんですけれども、状況を見ながらというところで、対応していきたいなと思っています。

あと、年代別というお話だったんですけれども、取りあえずは管内では、やはりまずは65歳以上の方を统一的にクーポンのほう、4月に案内を出しておりますので、まずは65歳以上の方、公平に予約ができるような体制を取ろうという考え方の下、今のところはまず年代別のことは考えていないというような状況です。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） なぜ遅くなったかって言いつらいんですけれども、やはり長生管内の医師会の話が出てきましたけれども、日本の悪さだと思うんですね。行政は行政で12日に出すということだからやったんですけども、多分、私の考えですけれども、医師会の調整中という、まとまらなかったという、この辺強制力がないうんですけれども、日本の国家というか仕組みが、そう医師会に強く言えないと、行政からも言えないとあると思うんですが、他町村というか、ほかでしっかりと医師会が、国がやれということをやっているんですから、これは行政から言えますかね。その辺をぜひ強く私たちもどこかで言っていきたいと思うんですけれども、そういうものがないと、また本格的なものが遅くなるということで、また町内の医院が協力してくれるって非常にありがたいことなので、それも早く明示していただけると、わざわざ行かなくても、200万円の問題について

てまた後でちょっとお話ししますけれども、ということをお願いして、あと、途中から変えるって難しいとは思いますが、電話、1件当たり多分10分以上かかると思うんですよね。1台の電話で6人しかできない。6人が40台で240できるかという、1時間で240できない。そういう計算をしていくと、これは大変な数字だなと。やはりネットでも同じなんですね。

そういう緩和策として、ここで聞いていいと思うんだけど、以前、対応の窓口は設置しないけれども相談に乗ると。電話が混み合うので、ネットで注文したい、手続をしたいという方がいると思うんですよ。その場合には、この記事に載っていたのは、やはりあるところでは、窓口を5つから6つにしたけれども、待っている人が560人いたとか、その辺について、町は、電話が繋がらない場合について、その窓口を開く予定があるのか、そこをお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 電話が繋がらなかったときに、窓口を開く予定があるのかというお話ですが、今のところは、コールセンターで対応していただくということで、長生管内の意見は統一されています。ただ実際に、蓋を開けてみて全然電話が繋がらなかったという話になれば、当然、長南町よりもまず茂原市さんのほうが人口も多いですから、まず茂原のほうで、最初に問題が発生をするのかなとも考えておりますので、あとはその際に窓口をどうするのか。当然、町からも予約システムの中には入れますけれども、そのあたりで住民の方にその辺をどう通知するかというのもございますので、そのあたりはちょっと今後検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 非常事態ではないですけれども、そういう問題発生があると思うので、それに対応できることを考えておいてください。ほかについては、2号のほうで聞いていきます。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今、森川議員からも結構質問が出ましたけれども、接種のコールセンターですね。予約のほうで感染者の多い市町村をある程度優先的なことはあるのか。公平性でやるのか。一番茂原市さん多いし、ほかの長生郡市の中でも、長南町が次の多いところで、長柄町さんなんか一番少ないですけれども、そういう中で、多いところをある程度は優先して、感染者をどんどん抑えていくという考えも私は一つあるんじゃないかなと思うんですけれども、これは、市町村で同じ比率で出資しているから、平等でやらなきゃいけないとは思いますが、感染者を余計出さないには、感染者数の多い市町村から、ある程度は優遇していったら、少しは感染率も下がってくるんじゃないのかなと私は思うんですけれども、そんなことはないんでしょうね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） そうですね。板倉議員さんのおっしゃるとおり、やはり7市町村で合同でやっ

ていますので、今、キュウリョウ制じゃないですけども、茂原市さんが一番多いので、茂原市を優先にとかという話は全くございません。ですから、電話番号に電話かけていただくとか、インターネットで予約をする際に、もう本当につながった順で予約を取るということで、優先的な枠が、例えば長南町、今、管内では2番目に多いですけども優先権が与えられているとか、枠が長南町に幾つかありますよというお話はございません。

以上です。

○9番(板倉正勝君) 分かりました。ぜひ少しは枠を余計取れるようなふうに努力をしていただきたい。

以上です。

○議長(松野唱平君) ほかに質問ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(松野唱平君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(松野唱平君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(松野唱平君) 起立全員です。

本案については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(松野唱平君) これから議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、河野康二郎君。

○3番(河野康二郎君) 先ほども、この事業は県主体でということが言われ、なおかつ長生郡市一本でこの事業についてはするんだというふうに言われました。この長生郡市のワクチン接種に関わる委託形態も含めて、どういう形態でこの事業を進めているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長(松野唱平君) ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長(河野 勉君) どのような委託形態で事業が進んでいるかということですけども、まずいろいろ分けてお話のほうをさせていただきたいと思います。

まずワクチン接種の委託の形態になりますが、こちらは、長生管内の市町村と医師会が、個別に契約のほうを結んでおります。実際に病院的には10病院、それから医院ですとかクリニックさんは48人の集合、まとめた集合の契約を医師会のほうと契約のほうを結んでございます。

次に、コールセンターですけれども、こちらは近畿日本ツーリストさんと、業者のほうの委託の契約を結んでおります。

続いて、個別接種のワクチンの配送の関係なんですけれども、こちらはまだ委託契約まではたどり着いていないんですけれども、宅配業者と委託の予定をしております、基本型と呼ばれます大きい病院関係、長生病院ですとかそういう大きい病院からサテライト型と言われますいろんな医院さんですとかクリニックさん、そちらにワクチンを配送する業者の関係の委託契約を今後予定しているところでございます。

契約の大きいところの関係は、以上になります。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） それを進めていく自治体間の連携の協議会みたいなのは具体的にはできていると思うんですけれども、どんな形でそれができているんですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず担当者会議というものが週に一遍、毎週水曜日ですから明日ございまして、まず担当者会議の中でこれから詰めていかなければいけない事項を洗い出しをして、まず担当者会議で方向性を決め、金曜日にそれこそ担当のまとめになっております茂原市さんと白子町さんが正と副で長をやっていますので、その2市町と医師会のほうが金曜日に打合せを行いまして、医師会のほうの了解をいただくですとか、そういう方向で事業の進め方の、要は決定をしているというような状況です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 分かりました。それで、あとワクチン接種に関わって、実際の実施訓練みたいなものや、そのほかの連携作業みたいなものについては、準備はされていたんですか。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） ワクチン接種の訓練なんですけれども、現在は個別接種ということで、病院関係の医療機関で接種をするという形になっていきますので、当然それぞれの医療機関では訓練のほうをしていると思いますけれども、特には連携という話も今のところはないので、医療機関の個別の訓練のみ、今のところはとどまっているという状況です。

○議長（松野唱平君） 河野さん、3回終わりましたけれども、もう一回やりますか。

○3番（河野康二郎君） 次の質問に移ります。さっき従事者、聞きました。あと、高齢者へのワクチンの接種なんですけれども、日程的には先ほど聞きました。予約体制についてもいろいろ懸念されているところがあるけれども、40人体制で進んでいくというようなことが言われていました。

あと、高齢の方ですから、全てがそうだとは言いませんけれども、予約が困難な方も出てくると思うんですね、独り住まいで。例えば、家族に頼めばいいとかという、そういうこともできない方もいらっしゃるんじゃないかというふうに思いますし、接種については、これは本人の意思ですから、意思確認も必要だというふう

に思うんですね。そのことも必要じゃないかということ。それから、この前も病院の送迎なんかについてもタクシーというふうに言われましたけれども、このところもう少し具体的な支援体制についてどういうふう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず本当にお独り暮らしで、接種の電話ができないという方に対しては、例えば、そうですね、今後、そこのところまで具体的な話にはまだなっていませんけれども、例えば福祉課のほうと協力をして、民生委員さんの活用等、お独り暮らしの方のところでもそういう要望があれば、町のほうに声を上げていただくとか、そういうところでも対応していけたらなど。ただ、当然、具合の悪い方などは、病院、かかりつけ医も持っておりますし、町内の医院でもまずはかかりつけ医の方から、優先的に接種のほうをしていきたいというお話も伺っていますので、そういうところでも対応ができていけるのかなというふうには考えています。

あと、病院関係の送迎の関係になりますけれども、まずこちらなんですけれども、高齢者の方、病院まで送迎ということで、国のほうは、基本的には接種会場は自ら移動することが原則だよということになっておりまして、今回、補助の関係で、先般の8号補正で、その辺の事業を考えていたわけなんですけれども、その後に具体的に国のほうから、タクシーの助成、国の補助の対象にはなりませんということで来た関係で、ちょっと考え方のほうを変えさせていただきまして、まずは今後、集団接種のほうも実際、今、検討が始まっているところなんですけれども、そちら集団接種になった場合、町の保健センターで接種をするようになった場合、高齢者の方が当然会場まで来られませんので、バス、コミュニティバスですね、バス等を委託しながら、それこそデマンドタクシーですとかバスの関係、バスの関係は、土日は動いていませんので、特別にバスを委託して、接種会場、要は地域をぐるぐる回っていただいて接種会場まで送迎をしていただくような、移手段の確保対策事業ということで、集団接種のほうは考えています。

また、個別接種の関係は、町で既にデマンドタクシーというものがございまして、国は基本的には自ら移動することが原則だよというお話も来ていますので、500円の自己負担はいただこうかなという考えで、町内の2医療機関については500円のデマンドタクシーでワクチン接種に行けますので、町外の方に関しては、5,000円を上限とした中で、今回200万円の委託のほうをタクシー事業者、こちらも町内の2社のタクシー事業者に限るということで予定をしているんですけれども、タクシー、2事業者に、町外のいわばかかりつけ医のある病院まで送迎をしていただくということで、自己負担500円をいただきながら片道5,000円まで助成の対象にしよう。要は、助成の対象といえますか、タクシー事業者のほうに委託で支払おうというような予定を考えているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 結構確定されていない部分があるところあって、集団接種なんかは今言われました。それで、ぜひ先ほど言った、予約困難な方や接種の意思確認、それから送迎なんかについて、ちょっときめ細かく、民生委員だけに頼るということだけじゃなくて、いろんなところに頼りながら、十分な体制を取っていつ



ていただきたいというふうに思います。

次に、特養の関係についてちょっとお伺いしたいと思います。特養などの高齢者の接種の方法について、これはどういうふうに今、考えていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 特養の関係ですけれども、医療従事者の接種がもうじき終わりますので、その接種が完了後、高齢者施設に提携の医療機関のお医者さん、医師が出向きまして、高齢者に接種のほうをしていくという予定でおります。

以上です。

○3番（河野康二郎君） 最後に一つだけ、いろいろマスコミや何かの報道なんかを聞いていると、いろいろ問題があるというのはよく分かるんです。ただ、先ほど森川さんが言ったように、いろんな情報をきちんと町のほうで流さないと、行政、町が悪いんだという、町が極めて不十分な対応しかできていないんだというふうな印象で映ってしまいますので、そこについてはぜひ、ワクチンが例えば、本当に間に合うほどないのか。接種体制が問題なのか、そういうものについてやはり張りつけて、住民に明らかにしていく必要があるというふうに思います。そうじゃないと、問題なのは、要するに行政で、一番目の前にいる行政の町だというふうに映ってしまうということは、あまりいいことではありませんので、ぜひそういうところについてもご努力をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

初めに、早いほうなんですけれども、7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今、河野さんが、私の聞こうとした大体ほとんどのことを聞いてくれましたが、支援体制、やはり甘いと思いますね。特養関係は、こうやって医師が出向いてくれる。同じように、この間、独り暮らしのおばあちゃんがいてデイ・サービスとか勧めたんですが、「何で行かないの」と言ったら、車が苦手なんですって。10分、15分乗っていると、もう気持ち悪いので、なるべく車に乗りたくない。ということは、デマンドとかに乗って行こうとは思わないのかなと。ほかにも家の中で寝たきりになって移動できない方もいると思うんですよ、特養だけじゃなくて。だからこういうところをどうするかというのが、まず1点ですよ。

それから、他の町村ではボランティアをお願いして、予約については、電話の代わりにするとか、ネットでしてあげるとか、そういう体制を取って、今、民生委員という話が出ましたけれども、まだそういう検討という言い方なんですけど、ここをどこが、ちゃんと電話できない人はいっぱいいるわけですから、それをちゃんと認知症の人もいますので、そこをどこの課が対応してやると、この辺は言ってもらいたいなど。取りあえずこの2点について、お願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） まず支援体制の関係ですけれども、寝たきりの方って多分かかりつけのお医者さんがいると思いますので、こちらは、それこそ医師会のほうともまた相談になろうかと思うんですけれども、往診の接種が対応ができるのかどうかという確認はしてみたいなと思っております。基本的には、接種会場に

来ていただくというのが当然原則なんですけれども、施設に入っている方は、逆に医師が出向いていますので、その辺の対応がお医者さんの判断になってしまうのかというのはちょっと分からないですけれども、そういう方の対応はどのようにしていったらいいのかというのは当然問題だと思っていますので、調整のほうはしてみたいと思っています。

あと、次の予約のボランティアの関係ですけれども、今のところは、できれば同居されている方は当然家族の方にやっていただきたいなとは思っているんですけれども、おひとり暮らしの方、そういう方に関しては今後、いろいろ問題にもなってきますし、全員が全員打たなければいけないよという強制力がないものですから、まずは意思確認をすることも大事だと思っていますので、その辺に関しても、課題として今後検討、遅いのかもしれないんですけれども、課題として、管内の中で、当然うちのほうの町だけの問題ではありませんので、そういうところの対応、どういうふうにしていこうかということで、方策のほうを決めていけるようにしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） ぜひかかりつけの方が同じように移動していただければできると思うので、そういうフォローというか、そういう体制をぜひつくっていただきたいとお願いしておきます。

2点目の希望で強制ではないんですけれども、やはり意思確認、これはほっておいたら、まあ、いいやってなかなか来ない人いますよね。本当はしたいんですけども、手続が分からない人、この辺の名前を言って悪いんですけれども、例えば民生委員は月1度行くとか、あるいは福祉課の方で、重度の方とか、名前があるのしょうからそういう方にはもう聞くとか、そういう体制が必要だと思うんですけれども、それはぜひ取っていただけないですかね。そういう、今、聞いていると、検討したけれども結局やりませんでしたと。私たちも、この場でやる方向だと言ってもらいたいんですけれども、最後の質問のほうになるので、町長、どうですかね、長南町でこのワクチン接種、非常に重要なことだと思うんですよ。先ほど町長が行政報告で、このようになっていますと。これ、住民にすぐ伝わっていくと思うんですが、やはり今言った、自分たちで意思を確認できない、そういう弱い人なんですよね。それについては、長南町はフォローしていくとか、そういう考えはどうかね、のちちょっとお聞かせ願いたいんですが、よろしいですかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） このワクチンの接種については、今、担当課長のほうからご説明がありましたけれども、確かに接種券を発行するときに、まだ、ワクチンの手当てもめどが立っていない、いつになって予約が受け付けるか分からないという、そういう状況の中で発送しています、接種券は。ですので、高齢者の方に早くから接種券を配って、みんな忘れてたりなくしたりするんじゃないか。もう少し時期を見て接種券を発送したらどうかということをお話をしたんですけれども、これは長生郡市で全て歩調を合わせて行うということで、これはその日はもう発送するしかないというようなことで、やむを得なく早めに発送したということでもあります。

そういったことで、接種券を発行することによって、ある程度ワクチンの接種の日程まで、皆さんも予定されているんじゃないかというふうな思いの中で、なかなか町としていろんな情報が出てこないということにつ

ながっていったのかなというふうに思っています。

私もふれあい通信で出しましたけれども、そのときはもう予約日、あるいは接種日というものは決まっていますので、ああいう書き方になってしまったんですけれども、本当に、ここ何日かの間に、こういう形で決まってきたということが事実で、その都度町民の皆さんには、新しい情報を入れたいというふうに思っているんですけれども、あまりにも、私どものほうも、情報が確定する時間がなかなか特定できないということで、こういうふうになってしまっています。

確かにワクチン、全ての人に打ってもらいたいという思いはあります。個々の事情によって受けられる環境にないという、そういう人もいます。この方たちについて、町としてどういうふうな取組をするかということについては、担当のほうでも結構いろいろと議論しているんです。いろんな議論をしているんですけれども、なかなか本当の弱者についてはどうするかというところまでまだ詰めていないというのが状況です。

でありますけれども、これは実際に受付が始まって、接種が始まって、いろんな問題が出てくると思います。初めてのケースなので、これは、初めは戸惑いもあると思いますけれども、少し様子を見ながら、しっかりとした対応をしていければというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） では最後に、今、町長がおっしゃっていただきました、この都市で統一してやっていると、これは非常に重要だと思いますけれども、あとは、そういうワクチン希望者やワクチンの弱者に向かって、まだ担当段階だとやはり決まっていないこと、検討段階のことはこうだと言えないと思いますので、ぜひ町長のほうから、ワクチンの希望者、ワクチン弱者については、最大限の努力で長南町はやっていきますと、ぜひどこかで宣言してもらって、担当に指示をしていただきたいと思います。そういう要望をしまして、終了いたします。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 1点目は、コールセンターのことなんですけれども、やっぱり殺到して、なかなか受付ができない。そういうことは十分に考えられるので、先ほどからいろんな話が出ているんですけれども、もう少し、例えば年齢で先に受け付けるとか、そういう考えはどうなのかということが1点。

それから、2つ目は、これを受けるのに大変な方、さっきも出ているんですけれども、役場のほうは、独り世帯、また、高齢の二世帯というのが大変な状況は分かっているから、そこがやはり役場のほうで、積極的に対応してもらいたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） コールセンターの関係で、年齢的なものというお話ですけれども、先ほどちょっとお答えを差し上げたんですけれども、この管内につきましては、取りあえず年齢の枠を設けずに、公平に65歳以上の方を用意ドンでやりましょうということで、管内で統一した見解で、今、事業のほう進んでおりますし、そういう内容で、来週文書を発送する内容も、特に年齢制限は設けないというようなことで、今、文章のほうのつくり込みも行っている最中ですので、そこに関しましては、年齢でということは今現在は考えて

おりません。

次に、独り世帯ですとか二人世帯については、まして積極的に対応をというお話ですので、こちらに関しましても、それこそご本人さんの意見を、接種する、しないというのももちろんあるんでしょうけれども、町として、何らかの形で対応していけるのがいいのかなと思いますので、こちらもそれこそ、今後ちょっと検討のほうをさせていただければと思います。

以上です。

○12番（和田和夫君） 分かりました。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 接種の関係と電子黒板のことで、1点ずつお聞きしたいと思います。

接種につきましては、今、65歳以上が中心なんですけれども、私なんかはいつやるのか全然分からないような年でございます、そういう中でお聞きしたら、いろいろ今聞いているんですけれども、体制の話をお聞きしたいと思います。

この郡市内で、例えば大きな市じゃないですからあれですけれども、例えば、ワクチン接種支援室とか支援係とか、そういう係なり体制を持っている町村があるのかが1点。

それから、そういう体制について、今後、健康保険課の中でいろんな事業を持っている中で、独立させたほうがいいのかどうか、そういう考えがないかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 体制は、茂原市さんは、やはり市ですので、コロナワクチン対策室というのを、昨年からつくっています。あと長生村もこの4月から、コロナワクチンの対策室のほうを4月から立ち上げております。あとの市町村は、それぞれの健康の担当課のほうに対応しております、専任でできる担当がいたほうが、確かに仕事のほうは集中してやりやすいというところはございます。ただやはり町の職員もそれなりに少ない中で、それぞれの課で仕事をしている関係もございまして、今のところは、取りあえず健康保険課、今スタッフが10名ほどおりますけれども、10名の中で何とか回しているというような状況になりますので、例えば今後、それこそ集団接種の話若干差し上げましたけれども、そういう中で、どうしても会場の関係等々で、職員がどうしても足りないよということになってくれば、これももちろん町長にお願いするなり、総務課のほうと人数の調整をするなりして、臨時的にそういう体制をつくっていくことも必要なかなとは、担当としては考えておりますが、現在の個別接種の段階では、何とかぎりぎりでやれている状況であるというふうに考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。そういうことで、今、長生村はあるという話ですけれども、今の65歳以上の接種で、話になっていますけれども、全国民にワクチンを接種するということは、まだまだこれで終わらないと思うんですよ。そういう中で、さっきいろいろ河野さんなり、森川さんが質問していますけれども、町

民にしっかり長南町としても対応していくんだということを見せるよりも、逆にそういう支援係だとか、支援室とは言わないけれども、そういうのがちゃんと目に見える形であったほうが町民も安心するんじゃないかということで、ぜひ早急にそういう体制づくりをするように、名前だけじゃないですけども、お願いをして、この質問は終わりにしたいと思います。

もう1点、学校教育課のほうの黒板なんですけれども、設定の委託料で150万ということでありましてけれども、これ、タブレットに設定をするということでもよしいのかが1点。1台1万ぐらいになるのかどうかなんですけれども、これは1回設定をすれば、再度この150万とか、それが要らないのかどうか、これで1回で終わりなのかどうか。変な話、アプリを入れればずっと使えますよね。通信料はかかりますけれども。そういう中で、これを設定料が150万かかるのは今回限りなのかどうか。そこの2点ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） これにつきましては、タブレットへの設定になります。台数で言いますと19台になります。それから、この1回限りということなんです、実際、この電子黒板への設定につきましては、これに対する設定になりますので、1回で終わります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 私、だから、生徒さんの1台ずつに全部設定して、百何台して150万なのかなと思ったんですけども、19台だけなんです。ということは1台10万、十二、三万、11万ぐらいかかるのか。ということですよ。それを1回、今回入れれば、もうないということですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 今の宮崎議員が65歳未満だということで、私も65歳未満なんですけれども、直近の課題もいろいろ大変なところがあると思うんですが、私、65歳未満の方が、将来的な話をちょっとお聞きしたいんですけれども、65歳未満の予約についても、コールセンターとパソコン予約だけというふうに考えているのでしょうか。もしそうだとした場合、恐らくは土日にすごく問合せが、問合せというか、予約が集中するんじゃないかと思うんです。そうすると、今現在65歳以上で平日にばんばん予約しようとしている方々が通じないというところで、なお集中するんじゃないのかなというところを聞きたいんですね。

もう一つ例えば役場の職員なんかも、そうすると、土曜日曜の予約しかできない、予約をする時間が、土日に集中せざるを得ないんですかというようなお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 65歳以下の方の予約の関係なんですけれども、確かに大倉議員さんのご心配のとおりかなと、私も聞いていて思ったんですけども、今、実際65歳以下の方の予約が、実際こういう問題が考えられるよというのは、実際管内のほうでもそこまで正直議論がっていない状況です。まず65歳以上の方

をきちんとワクチン接種をしてからということ考えていまして、多分このワクチン接種が5月の下旬から実際、6月、7月あたりからかなり接種される方が多くもなってくると思います。65歳以下の方、今のところの想定ですと9月中にはワクチン接種が終わるのかなというようなことで、管内では想定をしているところです。それが終わってから一般の方になってくるわけなんですけれども、実際に65歳以上の接種の方が動き出しますと、次の段階として考えていかなければいけないと思っていますので、確かに現在ウェブのほうは、当然24時間365日なんですけれども、電話予約のほうは、日曜日たしかお休み、月から土曜までだったかな、金曜までだったかな。確かに週末多分集中してしまう、パンクをしてしまうという可能性が十二分にあると思っていますので、その辺は今後の検討になろうかなというふうに考えていますので、なるべくそうならないようにもちろん方策のほうは講じていきたいと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 8番、大倉正幸君。

○8番（大倉正幸君） 分かりました。ただ65歳以上の方々が、予約が進んで、接種も進んでくれば、それを反省材料にさせていただいて、スムーズな方向に移行していけばいいなというふうに私も思っています。それと、もう一つ、役場職員なんかも恐らく土日ということでもいいですよ。

私、これは私の思いなんですけれども、役場職員とか、例えば消防署の職員とか、救急隊はもう打っているのかどうか分かりませんが、そういう公共の公務員という、公務員でいいのかな、の皆さんは先に打っちゃっても私、いいんじゃないかと思うんです。ただ、やり方ですけども、それやると一般の町民から、クレームが出るんでしょうけれども、その辺、これは私の考えとして聞いてもらえればいいんですけども、キャンセルのときに入ってもら、そういう形でもいいと思うんですよ。もし町で接種しているときに、キャンセルが出ちゃったとかというときは、もちろん職員の方がぼんと入っちゃってもいいと思うんですけども、何かそういう職員の方が先に打ってもらおうというのも、私、別に悪くないと思うんですが、その辺何か考えありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 確かに大倉議員さんおっしゃるとおり、今、板倉議員さんもキャンセルのときというお話が出ましたけれども、それは実際具体的に、キャンセルのとき要員というのは話が実際出ています。やはり国のほうからもワクチンを、要は無駄にしないということで、希釈後5日間しかもたないよというお話がありますので、1バイエルから6名分取れますので、各医院さんには、基本的には6の倍数で予約を取ってくださいねというお話を差し上げています。当然その予約日のときに個人の何らかの事情で具合が悪くなってしまったですとか、急に何かどうしても接種に行けない理由の事情ができたというときは、キャンセルになってしまうので、医療機関のほうにも、それこそかかりつけで、ちょっと言い方が変なんですけれども、すごくよく懇意にしているような方、そういう方は状況でキャンセル待ちのときに入ってもらかもしれないよみたいな話は、していく可能性があるらしいという話は、ちょっと聞いてはいるんですけども、当然公平に打つてはいかなければいけないものもありますので、そういうところがなかなかキャンセル待ちで、かかりつけ医に行っている人は優先的に、タイミングが合えば接種できるよという話には、もちろんできないんですけ

れども、そういうことは頭の中ではお医者さん方もそれぞれ考えてはいるというお話はちょっと聞いていますので、少なくともワクチンを無駄にしない対応というのは、具体的には、実は表には出ないですけども、考えていることはあります。というところで、よろしくお願ひしたいと思います。

○8番（大倉正幸君） 結構です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 何点か再確認という意味で、前にも聞いておりますから、確認させていただきたいと思うんですけども、その前に、この質疑についてでございますが、先ほど議長も「3回になりましたよ」というような発言もなされました。議会において、この質疑がいかに重要かということは推して知るべしなんですけども、3回で切ってしまうとか、それ以上させない、議長の判断でさせることもあっていいのかもしれませんが、この辺は議会として、議員として、もう一度よく会議規則の見直し等もしまして、一問一答で制限なしとか、あっても相当できるとか、これを制限してしまいますと、議案に対する内容で分からないところを残しながら採決に臨むということになりかねないので、この辺は議会議員、我々はもう一度よくこの辺を考えて検討しまして、会議規則の改正とかをするべきではないかなということで、議員の皆様の一つご意見を申し上げせてもらいました。

それでは、何点かお聞きするわけですが、総務費の交通事業者等緊急支援金で、バス会社に100万円、タクシー会社に50万円、50万円ということで、これ全部、国庫から来るのでしょうかけれども、それはよろしいんですが、タクシーに限ってちょっとお聞きしますが、コロナ禍においてタクシーの経営が非常に厳しくなっているというようなことがあって、それでそういう要求等があって、分かりましたと、国庫からもらった金を50万円差し上げますというふうになっておるのか。何もないけれども、もう一律50万出しちゃえということになっておるのか。要は経営状況を考え、教えて、聞いて、それで判断をしたのかというのが1点お聞きしたいと思っております。

それから、民生費児童福祉費の感染症対策用備品でオゾン発生機をこの間、幼稚園、保育所に行きましたらもう体育館に1台ありましたが、ほかで買うということは聞いておりました。よろしいんですが、役場庁舎とか学校とか、ほかの施設において、町は、こういう感染症対策の殺菌器をどうなっているのか、どういう考えがあるのか。もうやっていますよとか、やっていませんとか、その辺の状況が分かればお聞きしたい。やっていないのであれば、保育所に準じて、この議場でも使われるべきですが、あつてしかるべきだと思いますが、その辺を状況をお聞きしたいというのが2つ目でございます。

3つ目で、コロナに関係しますが、一つ昔から疑問に思っているのは、長生郡市で知っているかどうか分かりませんが、要は国が一括してファイザーから買い上げるということでもありますからあれなんですけども、1ショット当たり、1回の注射でどのくらいのこれ、ファイザーに金払うのか、その辺が誰も議員も、国会議員も誰も何かあまり知りませんし、その辺が何か分かっているのか。分かっていなければ、反対に、そういう長生郡市の会議でどのくらい費用がかかるんだろうと。みんな税金ですから。一つこれを確認をしてもらいたいと思いますけれども、状況が分かればお願ひしたい。

それから、先ほど森川さんもいろいろ聞いたり、ほかの方も聞いておりますが、要は、ワクチンを、私は打

ちませんという人もいます。国は、買ったものは全部使いたいというようなことで考えておるのかもしれませんが、連絡したときに、私は打ちませんよというのを前回も言ったかどうか、明確にしておかないと、先ほど弱者の方が連絡取れなくてやらないのと、打ちませんというので、その辺がごっちゃになっちゃっていけないということがあるので、この辺を打たない人の確認というのもちろんしておかないといけないんじゃないかなというので、お考えをお聞きしたいと思います。

どうしても打ちたくない人がいるということも世間では聞きますので、その辺よく慎重に対応していただいて、町から出すならいいんですけれども、町という名前を借りて長生郡市で一括して出しているというところはこれからまた一つの問題といえば問題で、みんな責任がないような形で放り投げてあって、その連中がやっているんだよということで、それもちょっと困ったものですが、町としては、これは効果もあるけれどもリスクもあるよということの最新情報を町民の方々に提示をして判断を仰ぐ。強制ではないというのが根本的にあるわけですから、その辺どうなっているのかということで、お聞きをしたいと思います。

それから、最後に、土木費の道路橋梁費の中の利根里の工事の関係、ちょっと聞いておるかもしれませんが、場所がどこの辺でどんな感じだったかなということで、交差点付近をいつているのかなということでちょっと忘れまして、この場所を一つお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君） 　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

　初めに、1点目、企画政策課長、高德一博君。

○企画政策課長（高德一博君）　それでは、初めに、タクシー事業者への支援の関係ですけれども、参考までに、昨年、令和2年度と令和元年度のデマンドタクシーの利用者数ですけれども、令和元年度につきましては延べで1万768人であったものが、令和2年度には9,415人と、1,383人の減となっております。一般の利用につきましても、同様の状況ではないかというようなこともございますし、このタクシー業界の千葉県タクシー協会というものがございまして、そちらからコロナ禍における経営の状況から、この新型コロナウイルスの関係の交付金を使って支援をしていただきたいという要請書のほうが、町長宛てにはこの1月12日に、また、県知事宛てに4月12日に提出のほうがされております。こういったことから、タクシー事業者への支援を行うというふうにさせていただいたところです。

　以上です。

○議長（松野唱平君）　2点目の関係につきまして、答弁を求めます。

　総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君）　役場庁舎関係のコロナ対策ということになろうかと思いますが、オゾン発生機ということではなくて、加湿器、この辺、土地家屋調査士協会さんのほうから5台寄贈いただきましたので、本庁舎、分館のほうへ設置してございます。

　以上です。

○議長（松野唱平君）　続きまして、学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君）　学校関係でございますが、小・中学校の加湿器、空気清浄機、プラズマで入れさせていただきます。

○議長（松野唱平君）　続きまして、コロナの関係だと思っておりますけれども、健康保険課長、河野　勉君。



○健康保険課長（河野 勉君） コロナの関係で、まず保健センターの空気清浄機、今回の補正で備品の中でやはりオゾン対応の空気清浄機のほうの購入を予定をさせていただきます。

続いて、ファイザーに幾らぐらい支払うのかというお話なんですけれども、国のほうからは、確かにファイザーに幾ら支払うよというのは当然来ていなくて、ワクチン接種費が1回打つ当たり、たしか2,200幾らという根拠が出ていましたので、そのうち、実際に、1回の接種でそれだけ、要は国のほうからお金が来るということで、医師会のほうにその分のお金を払うわけなんですけれども、そのうち幾らが実際に薬剤代なのかというのは確かに分からないところです。

続いて、ワクチンを打たない人の、要は明確にさせていただきたいということなんですけれども、確かに本当は打ちたいんだけど、なかなか意思が、発することができないんだよという方もいらっしゃると思いますので、このあたりに関しましては、確かに私もできるといいのかなとは個人的には思っています。ですから、また管内で統一した話の中で長南町だけがワクチンを打ちたくないという人の確認をしているというわけにもなかなか、管内で統一でやっていますので、いきませんので、その辺それぞれ担当者会議の中で、要は、打ちたくないという人の確認もきちんとすべきではないかという話が議会の中でも上がっていますよという話をきちんと話した中で、管内としてそういうあたりもきちんとしておくべきではないかということで、問題提起のような形で、ちょっと議題のほうに上げられたらいいなというふうに考えます。

最後は、リスクの情報の関係なんですけれども、それこそ来週、通知文を送る際に、接種時の注意事項という紙も当然同封するわけなんですけれども、その中には、接種後すぐに現れる可能性のある症状ということで、アナフィラキシーの話ですとか、血管迷走神経反射というような、こういうことが可能性がありますというようというものは、リスクといいますか、そういう方もおられますというようなものは当然載せてございます。

そういう中で、これは当然、皆さん65歳の方に全員行きますので、そういう中でご判断をいただくというよう形にもなるのかなと思いますので、そういうものを参考にさせていただければと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 続きまして、建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 利根里線の補正予算を要求している箇所でございますけれども、現在ヘリポート付近で工事のほうを実施しております。そこから継続しまして、圏央道と交差するボックスカルバートの方向へ200メートル区間の工事をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 工事の件は了解でございます。

それから、最初の公共交通の関係で、50万、50万、国のほうからということで了解をいたしました。デマンドは減っているということでもありますけれども、実際は、デマンドはプラスアルファの分でありまして、本当の一般乗客がどうなっているかなというところが気になるところでありますけれども、50万で出していたら、それがいいかなということで了解をいたします。

それから、先ほどの加湿器が5台云々という話がありましたが、加湿器がどのぐらい、これ、効果があるかなと、僕もあまりよく分かりませんが、今オゾンに限らず、いろいろな除菌機器が出てきましたようです。こ

の議場にも1台ぐらいあってもいいのかなというような気がするわけでありまして、各学校にはいろいろあるということでもあります。また補助金でも使えることがあれば、この辺、最新の機器で安いものがあれば、また少し十分また検討をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

今、前の河野課長のお話ですが、しつこいですが、したくない人はしたくない人で連絡すればそれでいいんですけど、先ほど森川さんたちも言った、忘れられちゃって、できなかったとか、そういうところは非常に問題でしょうから、一つ十分検討をお願いできればと思うところで、同じ意見でございます。

このワクチンは何回打てばいいのかなというところのような感じが全く世間ではなくて、2回は打つけれども、また来年打つのかとか、この辺がよく分からない点で、毎年インフルエンザのように打たされる、打たなくてはいけないのか。この辺もよく医師会を通じて国のほうへ、この効果がどのくらいなんだというのをやっぱりはっきりしてもらわないと、今年打ちましたら、もうこれで一生打たなくていいんですよというわけが一番いいんですけども、そうもいかないようなことも聞きます、いろんな情報で。この辺よく会合の中で専門家のドクターがいる中で、一つ話題として、こういうことを言っている人もいましたということで、毎年打つんですかとか、分からない面が非常に多いのは承知しているんですけども、この辺もちょっと話題にしていただければ面白いなど、面白いというか、興味がありますねということでひとつよろしくお願いをいたします。

大変なことは十分分かるんですけども、効果も非常に出ているということのニュースもありますので、早く打ちたい人はどんどん打ってもらって収束させていくというのが大事だと思いますので、ひとつよろしくお願いをしまして、再質問はございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） それでは、コロナから替わりまして、土木費について自分のほうから質問させていただきます。

今、加藤議員のほうから、利根里線の補正として3,600万ですか、ついでいます。場所は分かりました。自分が知りたいのは、いつも話をしていると思うんですけども、道路というのは、起点と終点が接続して初めて効果が生まれる。そういうことを前から言っていると思うんですけども、予算を取るのはいいんです。基本的に、今後の暫定供用じゃなくて完全供用までのスケジュールが当然、課長ちょっと酷かもしれないけれども、あれば、それちょっと説明していただきたい。まずそれからいきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 今、利根里線のスケジュールについてというご質問にお答えしたいと思います。

利根里線につきましては、2,170メートル、全体延長ございまして、現在のところ令和3年3月31日現在では、延長的には76%の進捗でございます。今回お願いしている路線、補正の内容で200メートル、今、令和2年度の繰越し分として120メートル、これが完成すれば91%の進捗になるわけですが、ご質問にありました起点側と終点側、特に茂原環状線側については、側道橋を計画しており、県道との歩道の取付けが計画とはなっているんですけども、利用者等の状況を見ますと、その辺の投資効果ということで、今は現在このところは、

縮小というか、止まっている状況でございます。

一方、町道長南一宮線、こちらのほうにつきましては、過去からの土地の地権者さんの交渉の中で、境界立会い等が実施されていないということから、用地買収のほうに結びついていないということですので、本年度、再度その辺の方向性を示すために、そういう地権者との折衝をしていきたいというふうに考えております。その結果いかんの判断で、その計画のほうを再度検討したいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） ということは、具体的なスケジュールは、最終年度は決められないということだと思います。それはそれで理解しました。僕は毎回言っているとおり、圏央道グリーンラインが、利根里線にアクセスして、かなりグリーンラインを使って、工業団地に行くんでしょうか、よく分かりませんが、利根里の中の大型交通量が結構増えています。見ていると、町道との、保健センターは、中学校のところのあそこの接続部、あそこで大型がかなり大回りしていますよね。自分が思っているのは、毎回言っていますけれども、完全供用が難しいのであれば、基本的に公安委員会と再度協議した中で、暫定供用、恐らくこれ多分、難しいと思うんですよ、完全供用というのは、恐らくだから暫定供用を早めに変更させていただいて、あそこのところを信号制御なんかで開けていただいたほうが、本来は町のためのメリットになると思います。

難しいものを最後までやっても、やはり限界がありますよね。さっき言ったとおり、道というのは、蛇が卵飲んだような感じじゃ駄目なんです。やっぱり起終点が接続できて初めて100%の効果が生まれます。課長のほうも長年やっていると思うんですけども、やはりある程度見極めが必要です。暫定供用でもっていければ、かなり違いますよ。大型車が利根里のほうに入っていくと、スムーズに給田方面に下っていく。そういう形で、今、本来、道路標識ですよ。案内板なんかも本来あればいいと思うんですけども、案内板を作ることによって逆に、交差点が改良できていませんから、事故につながるおそれもあるということで、私も求めていますけれども、そのためにもやはり交差点部分、これについては、暫定供用がやっぱり優先で考えていっていただきたいと思います。これについて、町長、町として考え方を持った中で取り組んでいただきたいと思いますが、これ、私のほうの町長に対するお考えをちょっとお聞きしたいと思ひまして、今、質問しています。町長はどうやって考えていますかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 利根里線の改良の意義は、やはりあの利根里線をうまく使いこなせるような道路にするということだろうと思います。それには、まず今おっしゃったように交差点改良、これはもう必要なことだというふうに思っています。あそこの整備は、やはり用地次第ということになっています。用地交渉がスムーズにいけば、問題なく改良できるわけですが、その用地交渉はなかなか難しい問題があるということで、そうは言っても、今、岩瀬議員がおっしゃったように、何らかの形でスムーズな通行ができるような形にしていかなければいけないという思いです。

したがって、先ほど課長から答弁させましたけれども、まずもう1回用地交渉してもらおう。地権者の最終的な意思を確認した中で、もし用地が駄目であれば、次の手を考える。次の手を考えるというのは、もうある程

度決まった形になってしまいますけれども、そういった形で、とにかくせつかく利根里線を整備してきたわけでありますので、有効活用できるように、交差点改良に向けて、これからしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

それはここに来ては、スピード感を持ってやるのが一番だと思いますので、できるだけ迅速に、その事業が実施できるように、指示をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 今、町長のほうから、私の考えに理解をいただいたと思いますので、財政課長のほうもしっかり予算化を進めて、早期の完全供用を目指していただきたいと思います。

それともう1点、最後に、先ほどから空気清浄機の話が出ていると思います。これについて、まだ契約していないので、当然これからだと思うんですけれども、今、前の議会のときにたしか宮崎議員から光触媒の話が出たと思うんですけれども。光触媒の中でもまた二酸化チタンですか、それを光合成を活用するんですけれども、あれは壁だけじゃなくて、今、理化学研究所とか何か、新しい空気清浄機が出ています。これは、光触媒を使った空気清浄機です。これによりますと、基本的にはデータとして99.9%、今の新型コロナウイルスを不活化するそうです。だから、新しい庁舎なんかについても光触媒の抗菌の壁にするとか、あともし暫定的には、例えば単純なプラズマクラスターによる空気清浄機ではなくて、光触媒方式による空気清浄機のほう、ちょっと割高かもしれません。それを購入されることも一つの検討は必要かと思っておりますので、もう一度再考してみたらいかがでしょうか。

以上です。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

13番、松崎剛忠君。

○13番（松崎剛忠君） ただいま交差点の、道路の関係で話してはいますけれども、当初、火葬場のところの上、あれが本来は、坂本のほうから来て、頂上から火葬場のほうに行く、山を削って。こういった話があったんですけれども、地主さんが当初、どうしても駄目だということで、今のような状態になったんですね。ですから、その地主さんも、もういないと思うんですけれども、もう20年近くなりますから。ですから、交通の便からいったら、山から火葬場まで、聖苑まで直進で入れるようなふうにしたほうがベターな考えだと思うんですが、再度、町長、お願いで、再度地主さんと話して、聖苑に入る道、上から直線に入るようなほうに考えていただければいいんじゃないかなということで、これ一言、申し添えておきます。

○議長（松野唱平君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

---

### ◎教育長の発言

○議長（松野唱平君） ここで、教育長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔教育長 糸井仁志君登壇〕

○教育長（糸井仁志君） 本日は時間をいただき、ありがとうございます。先日、教育委員会議を開催し、今年度の長南町の教育の推進について説明させていただきましたが、議会の皆様にもご理解とご協力をいただきたく、説明させていただきます。

まず、基本的な方針ですが、前小高教育長の下で進められた、地域の力を結集した小中一貫教育という長南町の教育をさらに進展してまいりたいと考えております。

文部科学省は、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では、一定の集団規模が確保されていることが望ましく、具体的には、小・中学校の標準規模は12から18学級としています。

長南小学校は、平成29年に4校が統合され、町民の皆様のご協力をいただき、5年目を迎えました。3学年が1学級ですが、その他の学年はそれぞれ2学級の11学級、特別支援学級2学級の合計13学級で適正規模と考えております。

長南中学校は昭和36年に統合され、当時は各学年8学級のマンモス校でしたが、今年度は各学年2学級、合計6学級に特別支援学級2学級を合わせて8学級という状況であり、適正規模と言われる12学級規模を下回っています。

日常の学習活動や運動会、合唱コンクールなどの校内行事、部活動などで、子供にとって必要な体験の提供を学校では様々な工夫をしながら行っていますが、さらなる手だてが必要であると考えられます。

小学校でも、地域に帰ったときには、子供の数は限られ、その集団はほとんど見ることはできません。また、地域の日常活動で子供に関わる大人などの数も減少しています。

そのような状況の下で、子供の成長に必要な環境を整備するには、学校においては、小・中の子供たちの交流を深めるとともに、地域の方々の持つ知識や技能を教育活動に取り入れ、さらには、子供たちの活動を地域に広げていくことが必要であると考えております。そのために、一貫教育を柱として教育課程を整備し、学校を地域コミュニティーの核としてまいりたいと考えております。そして、地域の方々の活動、生涯学習の進展につなげていきたいと考えております。

具体的には、本年度は、校内にあっては、2学期制を導入し、学年ごとの教育課程の整備を行うとともに、小中一貫教育により、連続した教育課程や学習活動を展開できるよう努めてまいります。また、地域にあっては、各種教育、ふるさとです、教育プログラム推進団体と連携し、地域の行事や公民館活動、クラブ活動への子供たちの参加を図っていきたくと考えております。

また、地域の皆さんで学校の運営や支援を協議する学校運営協議会の対象を中学校にまで広げ、地域の方々の学校運営への積極的な参加を図るとともに、コーディネーターを媒介とした学校でのボランティア活動により、地域総がかりの教育体制を構築し、子供の健やかな育成に努めてまいります。

このように、地域が子供の教育に関わろうとすることで、生涯学習の活動も地域に根差したものとなり、学校を核とした活気ある町づくりにつながっていくものと思います。

そのために、コーディネーター、インストラクターの果たすべき役割と、学校に対するボランティア活動、地域の子供の受入れについて整理したいと考えております。一貫教育についても、何が一貫できるのか、何を一貫すべきかを明確にして取り組んでいきたくと考えております。

今年度、町の教育の推進についてまとめたリーフレットを広げていただきたいと思います。長南プランの展開で示された4つの教育ゾーンですが、地域総がかりで取り組む教育をイメージしたものです。①の学校、②の地域、③の就学前の自然体験、そしてそれを取りまとめる④のコミュニティ・スクール活動、このようなイメージで長南の教育を捉えていただきたいと思います。

三つ折りに戻していただいた裏側に、3つの基本政策が上がっております。学力の定着、ふるさとの長南愛、学校を核とした活気ある町づくりを目指してまいります。

最後に、今年度は長南教育振興基本計画の最終年度となっておりますので、新計画の作成に取り組んでまいります。どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時を予定しております。

なお、次の日程第11から13につきましては議員のみで行いますので、執行部の皆様は以上で退席となります。以上です。

(午前11時42分)

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時02分)

---

#### ◎常任委員会委員の選任について

○議長（松野唱平君） 日程第11、常任委員会委員の選任についてを行います。

選任案を配付しますので、しばらくお待ちください。

[選任案配付]

○議長（松野唱平君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。本会議の再開は13時45分を予定しております。

なお、各常任委員会の委員長、副委員長の互選及び議会運営委員会委員の選出のため、各常任委員会を13時10分から行います。総務経済常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室に招集いたしますので、委員はご参集ください。よろしくお願いいたします。

（午後 1時04分）

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時39分）

---

○議長（松野唱平君） 各常任委員会の委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付した名簿のとおりです。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（松野唱平君） 日程第12、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

選任案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔選任案配付〕

○議長（松野唱平君） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。本会議の再開は14時40分を予定しております。

なお、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選及び各種行政委員の選出のため、議会運営委員会を13時45分から行います。第1委員会室に招集いたしますので、委員はご参集ください。お願いします。

（午後 1時40分）

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時14分）

---

○議長（松野唱平君） 議会運営委員会委員会の委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付した名簿のと

おりです。

---

◎議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（松野唱平君） 日程第13、議会広報特別委員会委員の選任についてを行います。

選任案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔選任案配付〕

○議長（松野唱平君） お諮りします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

議会広報特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。本会議の再開は15時35分を予定しております。

なお、議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、議会広報特別委員会を15時20分から行います。第1委員会室に招集いたしますので、委員はご参集ください。お願いします。

（午後 3時16分）

---

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時35分）

---

○議長（松野唱平君） 議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果は、お手元に配付した名簿のとおりです。

お諮りします。

議員の中から選出される各種行政委員会等の委員については、先ほど議会運営委員会で協議をしていただき、お手元に配付しました名簿のとおりです。しばらくこの名簿を見てください。よろしいでしょうか。

それでは、この表のとおり、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

議員の中から選出される各種行政委員会等の委員については、お手元に配付しました名簿のとおり決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条



の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回長南町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後 3時35分)